

神戸市住宅改修助成事業 Q & A

～問い合わせ事例～

Q1. 同居しているが世帯分離されている家族がいる場合、「住民票」や「市・県民税所得証明書」は、対象者記載分だけ提出すればよいのか。

A1 ⇒ 同居している家族全員分の「住民票」や「市・県民税所得証明書」が必要です。世帯分離分も合わせて提出して下さい。「総所得金額」を比べて、生計中心者（申請者）を定めるために必要です。

A2 ⇒ 生活保護の対象者の場合、通常は 100 万円迄自己負担なくできます。しかし、同居者に生活保護を受けていない方がおられた場合はその方が生計中心者となり、生活保護の適用はできないことになるため自己負担が発生します。

Q2. 対象者が子世帯と同居するため、転居前に同居予定の住宅をバリアフリー工事したい。

A ⇒ 住民票や介護保険被保険者証が新住所になっても、原則は引っ越していることが必要です。生活実態のない空き家には訪問できません。

Q3. 工事はいつまでにしなければならないか。

A1 ⇒ 決定通知が出たら、なるべく早く工事完了して下さい。（最長で申請から 1 年以内に履行確認）

A2 ⇒ 介護保険の認定有効期限内に完了して下さい。期限がせまっている場合は、介護保険の更新申請手続きを必ずして下さい。（履行確認時点での認定切れや非該当判定が出た場合については、助成金ができません）

Q4. 施工業者はどこの業者でもよいのか。

A ⇒ 施工業者の選定については、申請者や対象者が自由に選べますが、「申請者や対象者が代表を務めている個人事業主」を施工業者とすることはできません（ただし、法人の代表取締役は可能）。また、定められた様式で見積書、写真等を提出していただける施工業者。

申請前に施工業者、申請者、ケアマネジャーと工事内容の相談をし、現状図面とこのようにしたいという希望工事図面を作成して、申請時に提出してください。

Q5. 訪問調査時にケアマネジャーの立ち合いは必要か。

A ⇒ 独居で理解や判断が難しい対象者の場合や入院中の方の場合、訪問時において、ケアマ

ネジャーに生活状況やケアプラン、住宅改修費の利用状況等を確認することがありますので、立ち会いをお願いしています。

Q6. 介護保険住宅改修費を一部利用又は、全部を利用している場合は申請できるのか。

A ⇒ 介護保険住宅改修費をすでに利用している場合、原則では神戸市住宅改修助成事業を利用できません。但し、介護保険住宅改修費を利用後、更に工事が必要となった場合は個別相談となります。介護保険住宅改修費を利用した額は助成金からの補助はないため、自己負担となります。

生活保護世帯については、介護保険と併用しないと助成制度の利用が出来ません。初めて住宅改修をする時、後に助成制度を利用する必要はないのかよくご確認ください。

Q7. 車いすレベルでない対象者が、「将来、車いすになったときのため」という工事内容は対象となるのか。

A ⇒ 原則、将来を見越した工事内容は対象となりません。現状の対象者の身体機能、動作等を確認の上、ケアマネジャーや関係者の意見も踏まえ必要工事を計画します。

Q8. 給湯器が壊れているのでシャワーが使えない。給湯器の取り換えは対象となるのか。

A ⇒ 老朽化、故障などの理由では助成金の対象となりません。（乾燥機や浴室暖房機の新設も対象外）

Q9. 対象者の方が入院中の場合、申込できるか。

A1 ⇒ 退院日が決まっている方は申請できます。

訪問調査時に入院中である見込みの場合、身体機能が安定している方においては、一時外出していただき、ご自宅においてご本人に調査の立ち会いをお願いしています。一時外出が難しい場合については、財団へご相談ください。

退院後における概ねのケアプランが立っていないと対象工事が判断しにくいいため、入院直後で退院や転院後のめどが立っていない方については、そのめどが立ってから申請してください。

A2 ⇒ 入院中で改修工事を急がれる場合は、「**入院コース**」があります。但し、以下の点に注意して下さい。

◎ 介護認定がある方、介護認定申請中の方のみ対象となります。生活保護世帯は対象外です。

◎ 対象者が退院されないうちは、工事が完了していても、助成金の対象とはなりません。

※ 詳細については、別紙「住宅改修助成を希望される入院中の方へ（入院コース）」参照

★ 入院中で改修工事を急がれる場合でも、耐震診断が必要な戸建て住宅（S56.5.31 以前

の建築)については、耐震診断結果の提出をして頂かなければ、工事の許可はおりません。
耐震診断の申請は、早く済ませておくことが必要です。

Q10. 耐震診断結果で、耐震工事が必要と判断されている場合、助成金の対象にはならないのか。

A ⇒ 耐震工事をしなくても助成金は利用できます。改修工事で住宅が破損すると施工業者が判断した場合には、その改修工事が施工できないこともあります。

Q11. 申請から工事着工までの期間はどのくらいか。

A ⇒ 訪問日程や見積審査の期間は、申請件数の増減や施工業者の対応にもよりますが、平均2か月前後です。

Q12. 世帯の中に要介護認定や身体障害者手帳交付を受けている方が複数いる場合は、どちらを対象者としたらよいのか。

A ⇒ 対象者は一人だけとしているため、必要な工事内容をどちらの対象者が必要としているのかで判断します。

<例> 自宅で入浴をする方は浴室改修が必要。
自宅で入浴せずデイサービスでのみ入浴する方の浴室改修は不要。等

～その他の注意事項～

- ① 介護保険制度の福祉用具貸与、購入の利用が優先します。(段差解消機のレンタル、補高便座、洗浄機能付補高便座など)
- ② 神戸市住宅改修助成事業の対象にならない工事でも、介護保険住宅改修費の対象となる工事で、ケアマネジャーが理由書にその工事を記入する場合には、見積りに計上していただけます。
介護保険優先工事の見積計上の上限は、消費税込みで20万円です(利用済み額があれば残額分のみ)。ただし、区役所の介護医療係で理由書が認められない場合については、その工事は見積計上することができず自己負担となりますので、理由書は他の工事での書き直しとなります。
- ③ 介護保険住宅改修費で対象外となった事例
洋式便器から高さの高い洋式便器、段差解消(理由書の記入の仕方によっては通らない場合がある。)
- ④ 賃貸住宅の場合、訪問後の見積書提出時に、建物所有者の「承諾書」や市住、県住の管理者の「模様替え承認通知書」の提出が必要です。(退去時に現状復旧を求められる工事もある。)

- ⑤ 階段昇降機を取り付ける場合については、設置場所や家屋の構造、階段幅、階段の形状と椅子の停止位置、通路幅の確認が必要です。（建築基準法に違反しない事）
まずは、施工業者から神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課（TEL 078-595-6578）へお問い合わせ下さい。（財団からの問い合わせは致しません）
助成事業を利用して階段昇降機を取り付け後、機械の修理費やメンテナンス費等の取り付け後に関する一切の費用については、助成事業の対象外です。
- ⑥ 生活保護の場合、必ず事前に計画内容をケースワーカーに了承の上、申請して下さい。
- ⑦ 施工前、施工途中に、対象者が長期入院、施設入所、死亡された場合などで在宅しない場合については、助成金の対象とならないことがあります。このような時は、神戸在宅医療・介護推進財団にご連絡下さい。
- ⑧ 介護認定がなく、身体障害者手帳交付を受けている対象者が助成事業の申請をする場合、区役所の申請受付日が65歳の誕生日以前となる場合は、介護保険認定の申請をしているか、いないかにかかわらず区役所健康福祉課が受付窓口になります。

<感染症対策>

- 助成事業は、原則、訪問調査を行い身体機能と住宅環境を確認して対象工事を決めています。しかし、感染症にご不安がある場合などは申請者のご希望により「聞き取り調査」でも対応させていただいております。
- どちらの場合も住まいの改良相談員が行います。
- 訪問調査に伺う時は、体温計測、マスク、手袋、消毒をして伺います。
- 3密にならないように配慮しながら行いますが、対象者の持病やその日の体調によっては、聞き取り調査となる場合もあります。

～助成制度の再利用について～

<再利用できる案件の例>（但し、1回目と同じ工事は対象外）

- 1回目の利用時の対象者が、要介護度3段階UPした場合。（3段階リセット）
- 1回目の利用時に要介護認定もしくは身体障害者手帳交付を受けていなかった方が、介護認定や身体障害者手帳の交付を受けた場合。（新たな対象者）
- 1回目の対象者ではなくかつ当時同居していなかった親族で、助成事業を利用したことがなくかつ介護認定を受けている対象者の場合。（新たな対象者）

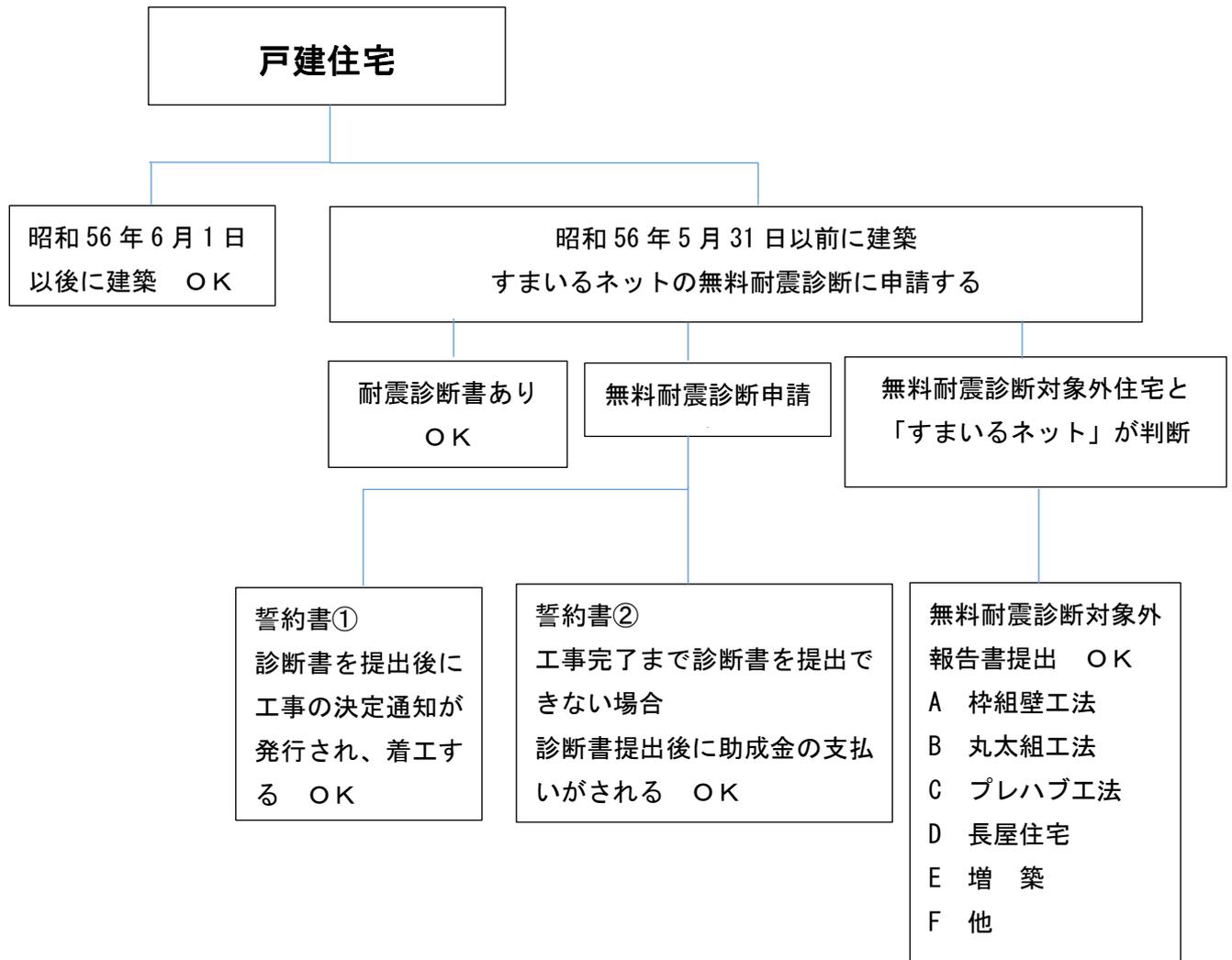
<3段階リセットについて>（但し、1回目と同じ工事は対象外）

- 介護保険の要介護度が、1回目に利用した時より3段階アップしていることについて、区役所の介護医療係に確認してから申請してください。
- 身体障害者手帳の交付を受けている対象者の場合は、区役所の健康福祉課で1回目より障害の程度が著しく増加していることについて、確認してから申請してください。
- 1回目は身体障害者手帳の交付を受けた対象者として利用し、2回目は介護保険認定者として利用する場合は、要介護3以上の対象者は申請できますが、訪問時に前回より身体機能が著しく低下しているかを確認して工事内容を判断します。

<再利用不可の案件の例>

- 1回目の利用時に対象者と同居しており、その時、身体障害者手帳の交付を受けていた方、または、介護認定を受けていた方については、新たな対象者にすることはできない。
- 1回目の住宅を転居した場合。（公営住宅の建て替えや耐震補強工事による引っ越し、上階から下階への引っ越しを含む）
- 1回目の住宅が消失して建て替えた場合。

～ 戸建住宅の場合 ～



<戸建住宅の助成金申請時に必要な耐震関係書類>

下記の①以外は、「あんしんすこやかセンター」もしくは「区役所あんしんすこやか係」に置いてあります。

- ① 「建築確認通知書」のコピー、「検査済証」のコピー、「固定資産課税台帳登録事項証明書」原本（区役所）のうちどれか一つ・・・建築年月が記載されています。
- ② 「耐震診断確認シート」・・・耐震診断が必要な住宅か判断するシート。
- ③ 「誓約書①」・・・耐震診断が必要な住宅で、すまいるネットの耐震診断の申請をしているが、診断結果を提出できない住宅。（診断結果を提出しないと工事の決定通知が出ません）
- ④ 「誓約書②」・・・耐震診断が必要な住宅で、助成金の申請時にすまいるネットの耐震診断の申請が期間外（例年1月末頃～3月末頃まで）の時期は、耐震診断結果を工事完了時まで提出することができる。耐震診断結果が提出されないと助成金は出ません。
- ⑤ 「住宅改修助成事業における耐震診断書対象外報告書」・・・住宅の持ち主が、すまいるネットに耐震診断申請の問い合わせをし、耐震診断の対象外住宅と判断された場合に提出する。

<助成金の計算>

助成金は、まず、自己負担 20 万円を上回る工事代が対象となる制度です。

介護認定や身体障害者手帳をお持ちの方は、自己負担分の 20 万円分を住宅改修費の制度と併用していただきます。(助成率は 10 分の 9 を例にしています)

<例 1>住宅改修費を初めて利用される方

① 自己負担 20 万円 Or ② 介護 20 万円を充当 Or ③ 日給 20 万円を充当	神戸市住宅改修助成事業 最高 80 万円×助成率
--	--------------------------

介護認定を受けておられる対象者は、「介護保険住宅改修費」20 万円を充当できます。
身体障害者手帳交付者は、「日常生活用具支給券住宅改修費」20 万円を充当できます。

(工事代金－自費 or 介護保険 or 日常生活用具支給券) × 助成率 = 助成金
(770,000－200,000) × 10 分の 9 = 513,000

<例 2>介護保険や日常生活用具支給券を 10 万円利用済みの場合

① 自己負担 10 万円 + ② 介護残額 10 万円を充当 Or ③ 日給残額 10 万円を充当	神戸市住宅改修助成事業 最高 80 万円×助成率
---	--------------------------

助成金の計算は、介護保険、日常生活用具支給券の利用済み額と関係なく、対象工事費の 100 万円までの金額から 20 万円差し引き、助成率を掛けます。

利用済み金額はどこからも出ないため、自己負担となります。

(工事代金－自費－介護保険 or 日常生活用具支給券) × 助成率 = 助成金
(770,000－100,000－100,000) × 10 分の 9 = 513,000

<例 3>身体障害者手帳交付者だが日常生活用具支給券の対象外の方の場合

神戸市住宅改修助成事業 最高 100 万円×助成率

重度身体障害者などに該当しない方は 20 万円差し引かず、100 万円までの対象工事費に助成率を掛けます。

工事代金 × 助成率 = 助成金

770,000 × 10 分の 9 = 693,000